

福島県における「試験操業」の取り組み

試験操業とは

福島県では、原発事故の影響で沿岸漁業の操業を自粛していますが、試験操業として、小規模な操業と販売を行っています。

試験操業は、出荷先での評価を調査して、漁業再開に向けたデータを得ることや試験操業で漁獲された魚介類の流通販売を通して、流通業者や消費者の皆様へ、福島県の魚介類の安全性をPRすることを目的として実施しております。



対象種・操業海域

福島県では、平成23年4月以降、魚介類の放射性物質濃度についてモニタリング検査を実施し、4万7千件を超える検体を検査してきました。また、そのような中から、安定的に数値が低く、ほとんどが不検出となっているものを試験操業の対象種として加えていきました。

試験操業は、平成24年6月22日から、タコ類2種、ツブ貝1種を対象に相馬沖から開始され、その後、安全性を確保しながら、魚種、漁法、漁場を順次拡大し、平成29年10月現在では、約160種の魚介類を対象に、原発から10km圏内を除く海域で試験操業が行われています。



図 試験操業対象種の例

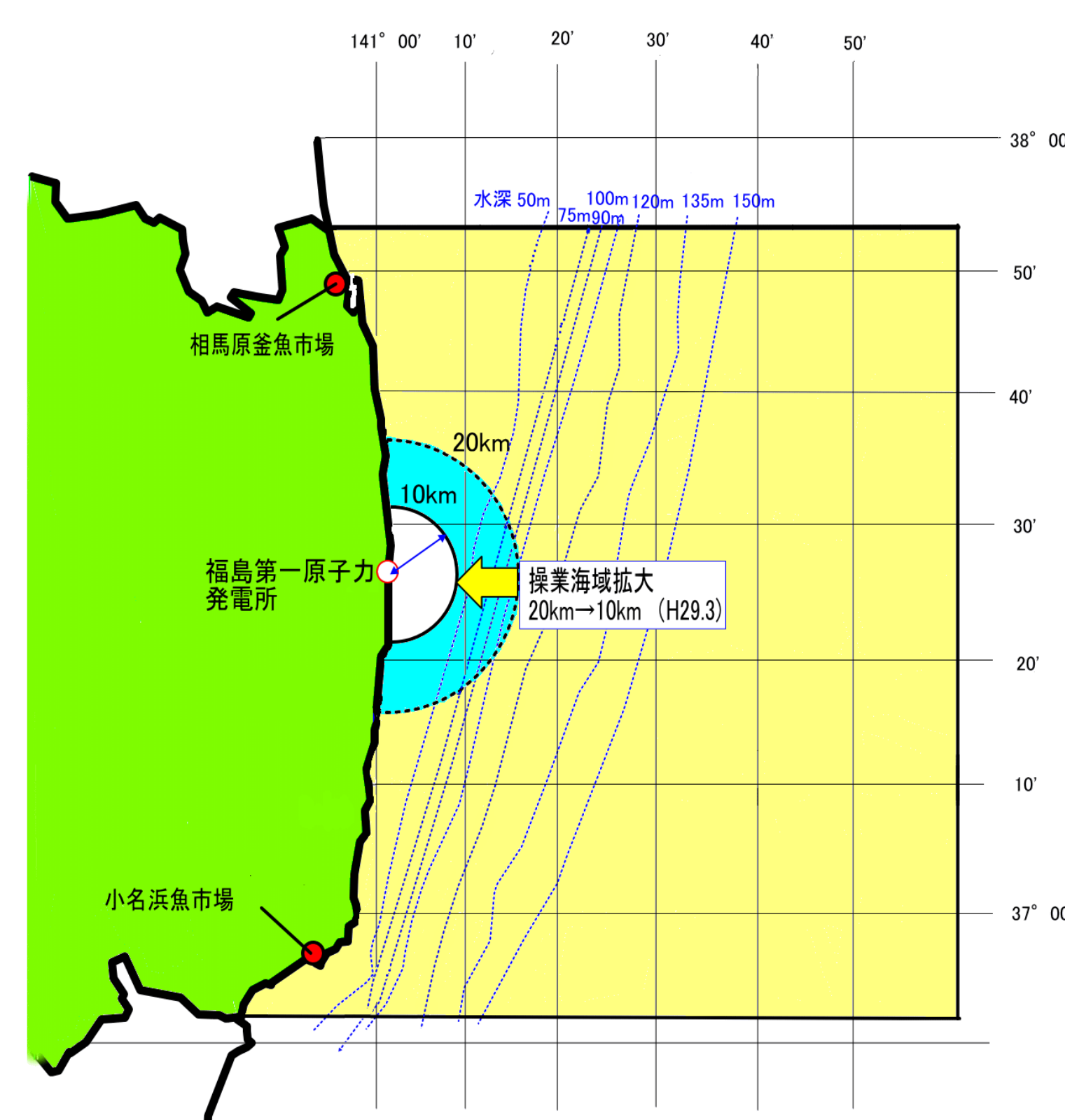


図 試験操業海域

試験操業の漁獲量

試験操業の漁獲量は年々増加しておりますが、震災以前と比較すると8%（平成28年）に留まっております。

今後の漁獲量拡大に向けて操業日数の増加、流通体制の整備等が取り組まれています。

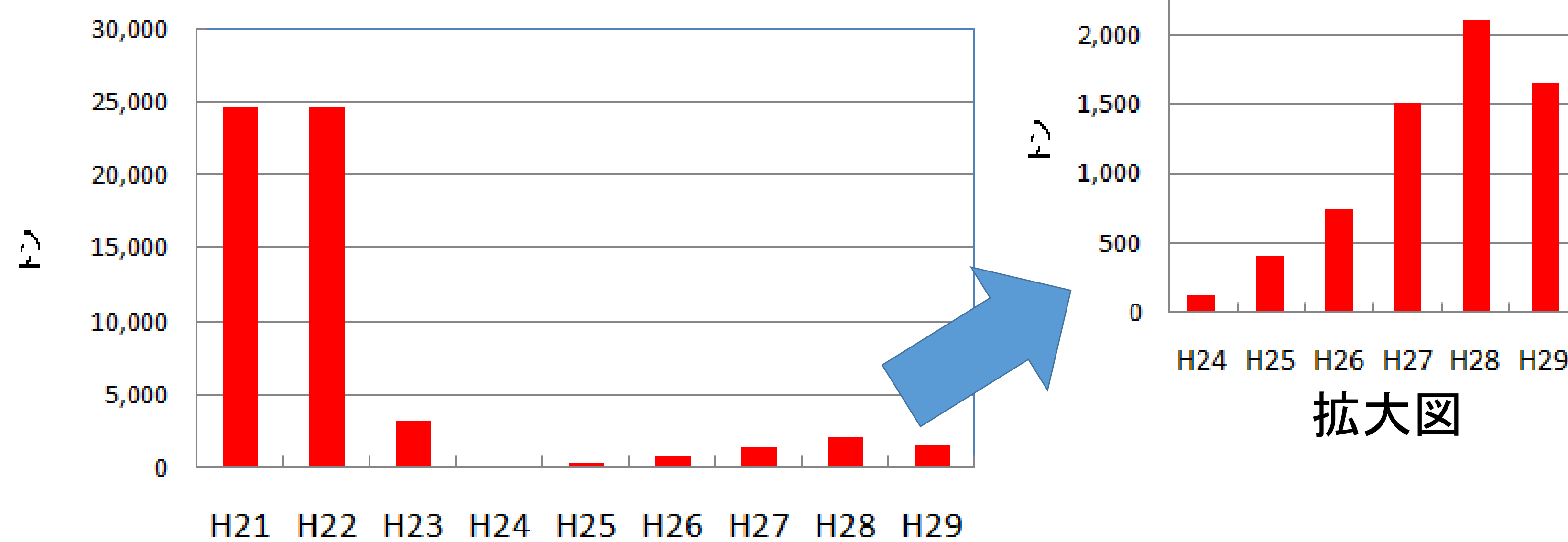


図 福島県における年別の漁獲量

※H29は6月分までの集計値

安全性について

- 試験操業の計画は、漁協内に設置した「検討委員会」、漁業関係者・国・県・大学・流通業者等が構成メンバーである「地域漁業復興協議会」、「県下組合長会」で審議され、いくつかの組織決定を経て、はじめて試験操業に着手できます。
- 試験操業の対象種は、県のモニタリングで安全が確認されていますが、漁協の検査室においても、水揚げ日毎に魚種毎に検査し、安全を確認した後に出荷されます。
- 相馬双葉地区に8台、いわき地区に9台の検査機器が設置しており、検査員研修を受けた職員が検査に従事しています。
- 以上のように、福島県の試験操業は、多方面からの意見を取り入れ、また、生産現場でも細心の注意を払いながら取り組んでおりますので、安全・安心な福島産魚介類をぜひご賞味ください。

